

個別の就学サポート計画 の活用の手引き（試案）

- 1 個別の就学サポート計画の活用について
- 2 発達支援記録
- 3 就学サポートシート
*記入要領

兵庫県連携推進運営会議
兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

円滑な就学のための連携の促進について

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課

兵庫県におきましては、就学前教育と小学校教育の連携を支援するため、相互の教育内容の理解を深める取組を進めてきたところですが、平成18年度から、LD、ADHD等、教育上配慮を要する児童の円滑な就学等への対応を図るため、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して定期的に情報交換する連携システムの在り方について調査研究するため「就学サポート連携推進事業」を立ち上げました。

この事業では、県下の10市町を連携推進モデル地域として指定し、該当の市町教育委員会に「就学のための教育連携連絡会」を設けていただきました。この連絡会では関係機関や就学前教育、小学校教育の連携が不十分なために生じている課題を明確にし、教育上配慮を必要とする児童の受け入れ態勢の在り方や福祉部局など関係機関等との連携・接続体制の在り方について検討していただきました。

また、県レベルの「連携推進運営会議」を設置し、10のモデル地域で明らかになった成果や課題を整理・分析・研究を行い、全県的な視野から課題解決のための方策等を各地域に還元することをめざしてまいりました。

今回、連携推進運営会議の調査研究の成果として、「個別の就学サポート計画の活用の手引き（試案）」を作成していただき、兵庫県下41市町において、実際に活用していただくことで、各地域ごとの連携の推進を図りたいと考えております。

「個別の就学サポート計画の活用の手引き（試案）」について

兵庫県連携推進運営会議
委員長 中林 稔堯

この度、連携推進運営会議において、就学前後の連携については、「個別の就学支援計画」のような引継ぎのための道具（ツール）が必要であることが指摘されました。そこで、連携推進運営会議では「個別の就学サポート計画の活用の手引き（試案）」を作成し、実際に連携を行う中で、この「個別の就学サポート計画」を活用していただき、その課題や問題点を集約することが必要であると考えました。

もとより、就学前後の各関係機関の連携の在り方は、各地域により差違があるため、一律に推し進めることにはそぐわない面もあると思います。今回のこの「試案」は、あくまでも、サンプルであり、実際の活用を通じて、それぞれの地域ごとに利便性のある、さらに適切な様式となるよう修正・加筆していただきたいと考えております。それらの成果を再度、この連携推進運営会議において、整理・分析・研究して、充実した連携システムの整備について推進していきたいと思っております。

各地域でのご活用を期待しております。

平成19年4月

「個別の就学サポート計画」 の活用について

1 個別の就学サポート計画の作成の目的

特別な支援が必要な子どもたちの適切な就学と支援のためには、就学前における支援と、学齢期の「個別の教育支援計画」に基づく支援との関連性・継続性を持たせ、必要な情報を伝達するシステムを構築する必要があります。

障害のある子どもたちは、幼稚園や保育所、あるいは通園施設等に通って、保育や訓練等を受けたり、病院での診療を受けたり、療育機関等で相談・支援等を受けたりしています。

「個別の就学サポート計画」は、こうした様々な機関が連携を図り、LD等の特別な支援が必要な子どもたち一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法や支援の充実を図るため、保護者とともに作成する道具です。

なお、ここで言う「個別の就学サポート計画」は、一般的に「個別の就学支援計画」と言われているものです。

2 個別の就学サポート計画の内容について

(1) 基本的な考え方

「個別の就学サポート計画」は、

- ① 円滑な就学を保証するための道具（ツール）です。
- ② 子どもの実態や就学前機関の支援の状態を引き継ぐために活用するもので、「発達支援記録」と「就学サポートシート」により構成されている。
- ③ 就学後の「個別の教育支援計画」の作成・策定の基礎資料となる情報を含む資料です。
- ④ 「個別の支援計画」の一貫として保護者が参画できる資料です。

(2) 基本的な構成内容

「個別の就学サポート計画」は、乳幼児健診の結果、保育所・幼稚園等の在籍状況、相談・支援の経過、特記事項等について記録された「発達支援記録」と就学前機関から就学後機関（小学校）との引継ぎに活用する「就学サポートシート」により構成されている。「就学サポートシート」に関しては、別添のサンプルを参照してください。

3 個別の就学サポート計画の活用について

(1) 就学サポート計画の活用

各関係機関・保護者から提出された「就学サポート計画」を参考に、小学校あるいは盲・聾・養護学校小学部では、下記の内容を盛り込んだ「個別の教育支援計画」を策定します。

- ① 一人一人のニーズの内容
- ② 適切な支援の目標と内容

一人一人のニーズを踏まえ、必要となる支援の目標と内容及び各関係機関が実施する具体的支援内容を明らかにします。福祉、医療、労働等教育以外の分野からの支援についても一人一人のニーズに応じて内容や支援者等を併せて記述します。

- ③ 関係者・機関等
保護者を含め、支援を行う者及び関係機関等と、その役割の具体化を図ります。
- ④ 評価の実施時期・方法・内容・関与する者
- ⑤ 支援の実施結果の評価と改善内容
- ⑥ 引継の際の留意事項等

※ 詳細については、「個別の教育支援計画の作成の手引き（試案）」を参照ください。

(2) 策定・改善の手順について

保護者を含め、支援を行う者及び関係機関等と、その役割の具体化を図り、策定を担当する機関等が以下の手順で計画の策定・改善を行います。

- ① 障害のある児童生徒の実態把握
- ② 実態に即した支援目標の設定
- ③ 具体的な支援内容
- ④ 評価、引継

対象児童生徒の入学、転学、卒業等により、計画策定担当機関等が変更となる場合には、生涯にわたる的確な支援が引き続き一貫して行われるように、引継ぎシステムを明確にしておくことが大切です。

4 個別の就学サポート計画を通じて連携する関係機関等について

(1) 就学のための教育連携連絡会と市町発達障害児支援連絡会議について

教育委員会では、各市町教育委員会に「就学のための教育連携連絡会」を設置し、幼稚園や保育所、療育機関等の関係者と就学先の学校が情報交換する機会を設けることは大切です。

また、就学後は、「個別の教育支援計画」を策定したり、改訂したりする場合は、学校等の教育機関が中心となって呼びかけ、関係者・機関による一人一人に応じた支援会議（ケース会議）を開催することが大切です。

「個別の教育支援計画」を策定する場合は、一人一人を囲む関係者・機関が、支援会議（ケース会議）において、各関係者・機関による具体的支援内容を明らかにする必要があります。そのために一人一人のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた支援目標を関係者・機関が共通理解し、その支援目標を実現する支援内容について各関係者・機関が役割分担することになります。そのための支援会議（ケース会議）を実施することが大変重要です。

そのため、各市町において設置されている「市町発達障害児支援連絡会議」において、教育関係者が中心となって「教育支援部会」を組織し、これをもって「就学のための教育連携連絡会」として活動することが望ましいと思われま

(2) 発達障害者サポートファイルによる連携の在り方

各関係者・機関が市町発達障害児支援連絡会議を中心に、各関係者が一同に会し、該当幼児児童生徒についての情報交換等を行い、スムーズな就学を進め、適切な支援を行うための協議を行っていくこととなります。

そのために、兵庫県健康生活部福祉局障害福祉課では、各市町に設置されている「市町発達障害児支援連絡会議」を通じて、「発達支援記録」等を活用して、各関係機関を「発達障害者サポートファイル」により連携するように整備を図っています。

なお、各市町教育委員会は、該当幼児の就学に当たり「就学のための教育連携連絡会（市町発達障害児支援連絡会議の教育支援部会）」において、綿密な協議を行い、円滑な就学指導を進めるための諸準備を整備することとなります。

※「発達障害者就学サポートファイル」については、「個別の教育支援計画の作成の手引き（試案）」を参照のこと。

5 個人情報の管理について

「個別の就学サポート計画」の策定に当たっては、本人・保護者にその策定の意義について十分な理解を得ることが大切です。

また、学校が医療機関や就学前施設等から情報収集をする際には、本人・保護者の同意を得て行うこととなります。学校が中心になって策定する「個別の教育支援計画」においても、記載した内容については、それをどのような関係機関等と共有することになるのか明らかにし、進学や転学に伴って引継ぎが行われることについても確認していくことが必要です。いずれの場合でも、個人情報の取り扱いは本人・保護者の了解が不可欠です。

引継ぎに活用された「個別の就学サポート計画」及び作成した「個別の教育支援計画」の保管については、保護者と学校及び関係機関等に限られ、学校や関係機関等は、その保管に責任を持ち、別の目的に個人情報が使用されることを防止しなければなりません。また、個人情報保護法やそれぞれの地方公共団体における条例などの定めに従って個人情報を取り扱うこととなりますので、学校や関係機関はその内容について、あらかじめ十分認識を深めておく必要があります。

(1) 個人情報

個人に関する情報（特定の個人を識別できるものをいう。）で、実施機関が管理する文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたものをいいますが、ここでは、支援会議（ケース会議）に参加した人が知り得たすべての個人情報について、同様に考えていく必要があります。

(2) 引継ぎ

引継ぎを行う関係機関等、引継ぎ内容について本人・保護者の理解を得ます。特に、本人・保護者が同席しない関係機関等との会議において話されたことについても、個人情報については十分に了解してもらうことが必要です。

(3) 保管

保管（方法や期間）については、学校・関係機関と本人・保護者で具体的な取り決めをしておくことが大切です。

発 達 支 援 記 録

【 年 月 日作成】

ふりがな 氏 名	() 〇〇 〇〇	性 別 生年月日	女 平成〇〇年〇月〇日 (△歳)
保護者氏名	〇〇 〇〇	家族構成	父 (35歳)、母 (32歳)、弟 (2歳)
○乳幼児健診の結果			
〇か月健診	特に問題なし		
1.6歳児健診	「視線があいにくい」「指さし未」で「要観察」。あそびの教室を紹介		
3歳児健診	言葉の遅れがみられた。「単語は出るが、会話がなりたたない」「友だちとのやりとり遊びができない」で「要精密」		
保育所	[時期・名称を記載] 年 月 〇〇〇保育所入所		
幼稚園	年 月 〇〇〇幼稚園入園		
○相談・支援の経過			
時 期	相談機関等	相 談 等 の 概 要	
1歳10か月時	〇〇保健センター	あそびの教室参加（体をつかった遊び、親のかかわり方について学ぶ）。	
3歳8か月時	〇〇こどもセンター	3歳児健診精密検査を受け、コミュニケーションの発達の遅れ、対人関係のまずさがあるとの発達評価。 療育施設での訓練を勧められる。	
4歳1か月時	〇〇通園事業	週1回の通園訓練。	
4歳5か月時	〇〇病院小児科	知的障害を伴う自閉症と診断される。	
○特記事項 (配慮してほしいこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・話しかけるときは、短い言葉で指示してください。 ・トイレに行きたいときは、自分から「おしっこ」と言えます。大人が付き添ってください。 ・スケジュールについては、絵カードを使用すると理解しやすいです。 		

【記載者 〇〇市・町 氏名 】

この記録を学校へ提供することについて了解します。
保護者氏名 〇〇 〇〇

就学サポートシート(引継ぎ用)

氏名	
所属機関	



所属機関	
記入日	
相談メンバー	

項 目	内 容
1 これまでの取り組み	
(1)所属機関	
(2)家庭生活	
(3)余暇・地域生活	
(4)健康・安全・相談	

2 これまでの取り組みの評価	

3 これからの計画	
(1)これからの方針	
(2)所属機関	
(3)家庭生活	
(4)余暇・地域生活・卒業後の生活	
(5)健康・安全・相談	

就学サポートシート(引継ぎ用) ※記入要領

氏名	
所属機関	



所属機関	
記入日	
相談メンバー	

項 目	内 容
1 これまでの取り組み	
(1)所属機関	<p>(例)</p> <p>どんな学習をして何が出来るようになりましたか。 どのような学習の方法がよかったですか。 学んだことで家庭生活や地域生活で活用されていることは何ですか。</p>
(2)家庭生活	<p>(例)</p> <p>家庭ではどんなふうに過ごしていますか。 何か困っていることはありますか。 学んだことで家庭生活や地域生活で活用されていることは何ですか。</p>
(3)余暇・地域生活	<p>(例)</p> <p>休日はどんなふうに過ごしていますか。 何か困っていることはありますか。 地域の人にどんな協力をしてもらっていますか。</p>
(4)健康・安全・相談	<p>(例)</p> <p>健康や食生活について配慮してきたことは何ですか。 医療面で安心できるようにしたこと、心配なことは何ですか。 何か困ったときの相談相手は誰ですか。</p>

2 これまでの取り組みの評価	
*子どもに応じた項目を記入する	<p>(例)</p> <p>今までで一番成果があったことは何ですか。 これからも継続していきたいことは何ですか。 次のステップは何ですか。 「こうしてほしい」と思うことは何ですか。</p>

3 これからの計画	
(1)これからの方針	<p>(例)</p> <p>何を一番大切にしていきたいですか。 どんな人とのネットワークを広げたいですか。</p>
(2)所属機関	<p>(例)</p> <p>今後どんなことに取り組んでいきたいですか。 そのために必要な支援は何ですか。</p>
(3)家庭生活	
(4)余暇・地域生活・卒業後の生活	
(5)健康・安全・相談	

平成18年度 就学サポート連携推進事業
連 携 推 進 運 営 会 議 委 員

1	委員長	中林 稔堯 神戸大学教授 (教育)	学識経験者	
2	委 員	柘植 雅義 兵庫教育大学教授 (心理)	学識経験者	
3		田中 究 神戸大学講師 (医学)	学識経験者	
4		教育関係者	神戸市立小寺小学校 岩崎 隆文 校長 (兵庫県小学校長会)	小学校代表
5			神戸市立魚崎幼稚園 矢野日出子 園長 (兵庫県国公立幼稚園長会 副会長)	公立幼稚園代表
6			立花愛の園幼稚園 濱名 浩 園長 (社団法人兵庫県私立幼稚園協会 理事)	私立幼稚園代表
7		保育	枚田みのり保育園 小林 公正 施設長 (社団法人兵庫県保育協会 会長)	保育関係代表
8		連携推進モデル地域関係者	銀屋 伸之 指導主事	神戸市教育委員会
9			佐野 恵子 指導主事	阪神南教育事務所
10			川西 栄治 指導主事	阪神北教育事務所
11			中垣 亮二 指導主事	東播磨教育事務所
12			森本 寿文 主任指導主事	北播磨教育事務所
13			田中 章 主任指導主事	中播磨教育事務所
14			鍋嶋 一弘 指導主事	西播磨教育事務所
15			山本 昌代 指導主事	但 馬教育事務所
16			足立 宏幸 主任指導主事	丹 波教育事務所
17			佐野 真理 指導主事	淡 路教育事務所
18		福祉行政	永守 研吾 障害福祉課長	福祉局障害福祉課 (知的・発達障害者支援係)
19			三木 俊樹 児童課長	少子局児童課 (児童福祉係)
20			岡田 明美 健康増進課長	健康局健康増進課 (保健指導係)
21		教育行政	藤原 茂之 教育課長	教育・情報局教育課 (私学第2係)
22	高木 正皓 事務局参事兼体育保健課長		体育保健課 (保健安全係)	
23	重松 司郎 義務教育課長		義務教育課 (初等教育係)	
24				開 敏之 主幹兼初等教育係長

【参考・引用文献】

- 1 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
『プロジェクト研究報告（平成16～17年度）「個別の教育支援計画」の策定に関する実際
的研究』、平成18年3月。
- 2 全国特殊学校長会 編集
『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」－「全国特殊学校長会 中間まとめ」ビ
ジュアル版』、シアース教育新社、平成16年6月。
- 3 全国特殊学校長会 編著
『地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&A－保護者の質問に答え
て－改訂版』、シアース教育新社、平成17年6月。
- 4 全国特殊学校長会 編集
『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」ビジュアル版』、シアース教育新社、平
成17年5月。
- 5 全国特殊学校長会 編著
『「個別の教育支援計画」策定・実施・評価の実際 ビジュアル版』、シアース教育新社、平
成18年6月。
- 6 神奈川県教育委員会
『支援が必要な子どものための「個別の支援計画」～「支援シート」を活用した「関係者の連
携」の推進～』、平成16年12月。
- 7 東京都就学相談室
『就学支援シートとは』、平成18年11月。
- 8 あきる野市教育委員会
『楽しい学校生活のために 就学支援シート作成・活用のためのハンドブック』。

〔乳幼児から学校卒業までの一貫した支援体制〕

作成：兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

時期	乳幼児期	学齢期	社会参加期 (卒業後)
作成・策定	就学サポート計画 (就学サポートシート)	個別の(教育)支援計画 (ケアプラン)	
	発達支援記録	(個別の指導計画)	
職	医療・福祉・(教育)	教育・医療・(福祉)	労働・福祉・医療
関係事業等	乳幼児健診 療育 子育て支援 保育等	【小・中学校の校内委員会の設置】 校内支援の在り方 ①通常の学級での支援：スクールアシスタント ②LD等通級指導教室：学校生活支援教員 ③障害児学級担任の支援	【就学のための教育連携連絡会】 【特別支援教育コーディネーターの指名】
具体的活動	〇市町発達障害児支援連絡会議での情報の整理	〇ひょうご学習障害相談室・ひょうご専門家チーム 〇盲・聾・養護学校(特別支援学校)の定期的教育相談	【兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク】 (健康生活部所管)
	【3歳児健診終了後】 〇疑いのある幼児の経過観察や追跡調査による情報収集 ・3歳児、4歳児、5歳児の情報収集と保護者への啓発や相談を行う。 〇療育機関での該当幼児の療育と保護者への子育て等のサポート ◎「就学のための連携連絡会」による情報交換と支援策の協議	【就学時健診】 ◎該当幼児の行動観察と円滑に受診でききるための個別の配慮 ・「就学のための連携連絡会」で調べられている幼児の情報収集や行動観察 ◎該当幼児の保護者への入学に向けての相談の紹介あるいは相談会 ・関係機関の協力連携	【入学準備期】(12～3月) ◎「就学のための連携連絡会」での具体的な支援策の協議 ・保育所等の情報、保護者の面談、該当幼児の行動観察 ・専門医の診察や助言 ・心理職による保護者のカウンセリング ・教育関係者による入学までの相談(保護者のニーズの把握等) ◎教室環境を含む条件整備を図る(NEE(NEED)等) ・校内委員会の開催による専門家の助言 ・担任の配置や学級環境調整の工夫 ・校内支援体制の整備(時間調整の調整、緊急時の対応の共通理解等) ・スクールアシスタント等の配置計画等